(xii) 資金媒介業

(xiii) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(xiv) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(xv) その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理及び関連ソフトウェアのサービス

(xvi) (v)から(xv)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオに関する調査及び助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(r) 「金融サービスのコンピュータ関連設備」とは、対象金融サービス提供者についての免許、認可、許可又は登録の対象となる業務の実施に関する情報の処理又は保存のためのコンピュータ・サーバー又は記憶装置をいう。ただし、次のもののコンピュータ・サーバー又は記憶装置及び次のものへのアクセスのために利用するコンピュータ・サーバー又は記憶装置を含まない。

(i) 金融市場の基盤

(ii) 有価証券又は派生商品（例えば、先物、オプション、スワップ）の取引所又は市場

(iii) 対象金融サービス提供者に対して規制権限又は監督権限を行使する非政府機関

(s) 「他方の締約国の金融サービス提供者」とは、一方の締約国の領域内で又は一方の締約国の者に対し金融サービスを提供し、又は提供しようとする他方の締約国の者をいう。

(t) 「詐欺的又は欺まん的な商業活動」とは、消費者に実害をもたらす詐欺的若しくは欺まん的な商業上の行為又は防止されない場合にはこのような実害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的若しくは欺まん的な商業上の行為をいい、次の行為を含む。

(i) 重要な事実に関して誤った表示（その暗示を含む。）を行う行為であって、誤認した消費者の経済的利益に重大な損失をもたらすもの

(ii) 消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為

(iii) 消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に許可なく請求を行い、又はこれらの口座から許可なく引き落としを行う行為

(u) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(v) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。

(w) 「政府の情報」とは、財産的価値を有しない情報（データを含む。）であって、中央政府が保有するものをいう。

(x) 「情報コンテンツ・プロバイダ」とは、インターネットその他のコンピュータを利用した双方向サービスを通じて提供される情報の全部又は一部を作成する者又は事業体をいう。

(y) 「コンピュータを利用した双方向サービス」とは、複数の利用者によるコンピュータ・サーバーへの電子的なアクセスを提供し、又は可能とするシステム又はサービスをいう。

(z) 「他方の締約国の投資家」とは、一方の締約国の領域において、投資を行おうとし、行っており、又は既に行った他方の締約国の自然人又は他方の締約国の企業をいう。

(aa) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(bb) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の法律の下で他方の締約国の国民である自然人をいう。

(cc) 「者」とは、自然人又は企業をいう。

(dd) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報（データを含む。）をいう。

(ee) 「他方の締約国の者」とは、他方の締約国の自然人又は他方の締約国の企業をいう。

(ff) 「一方の締約国の者」とは、一方の締約国の自然人又は一方の締約国の企業をいう。

(gg) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(hh) 「租税条約」とは、二重課税の回避のための条約その他の租税に関する国際協定又は国際取決めをいう。

(ii) 「租税」及び「租税に係る課税措置」には、消費税を含むが、次のものを含まない。

(i) (f)に定義する「関税」

(ii) (f)(ii)及び(iii)に掲げる措置

(jj) 「要求されていない商業上の電子メッセージ」とは、インターネット接続サービスの提供者又は他の電気通信サービスを通じ、受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して、商業上又はマーケティング上の目的で電子的なアドレスに送信される電子メッセージをいう。

(kk) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条　適用範囲

1　この協定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、電子的手段による貿易に影響を及ぼすものについて適用する。

2　この協定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 政府の権限の行使として提供されるサービス

(c) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）。ただし、第二十条に規定するものを除く。

第三条　一般的例外

1　この協定の全ての規定（第二十一条の規定を除く。）の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第二十一条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第四条　安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

第五条　信用秩序の維持のための例外

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（注）（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは金融サービス提供者が負う者を保護するための措置又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該信用秩序の維持のための措置は、この協定の規定に適合しない場合には、当該規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

注　両締約国は、「信用秩序の維持」には、個々の金融機関又は金融サービス提供者の安全性、健全性又は財務上の責任の維持並びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び運営上の健全性の維持を含むことを了解する。

2　この協定のいかなる規定も、一般に適用される差別的でない措置であって公的機関が金融政策若しくは関連する信用政策又は為替政策を遂行するために行うものについては、適用しない。